令和８年１月２２日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

手形・小切手帳の発行終了および当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和９年３月末の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、令和８年３月３１日をもって、手形帳・小切手帳の発行を終了いたします。

また、手形帳・小切手帳の発行終了に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

１．改定日

令和８年４月１日（水）

２．　当座勘定規定の新旧対比表は、以下のとおりです。

（下線部分を変更・削除）

改　定　後	改　定　前
当座勘定規定 （略） **第８条（手形、小切手用紙）** （略） 削除 ⑤　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 （略） **手形用法** （略） ６．振出日、受取人の記載は、手形要件となっ	**当座勘定規定** （略） **第８条（手形、小切手用紙）** （略） ⑤　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 （略） **手形用法** （略） ６．振出日、受取人の記載は、手形要件となっ

改　定　後	改　定　前
ておりますから、記入してください。 （略） 削除 （略） **小切手用法** 削除 （略）	ておりますから、できるだけ記入してください。 （略） １１．手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 （略） **小切手用法** ８．小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 （略）

※　変更後の規定は、変更日にホームページに掲載いたします。

以上